

医整第 9 6 8 号
令和 7 年 1 月 2 8 日

関係機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行を踏まえた、医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）

このことについて、こども家庭庁成育局母子保健課長等から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111(3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111(263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011(353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111(353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111(352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111(261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111(303)	0577-34-8327
岐阜市保健所	医務薬務係	058-252-7187	058-252-1280